



税理士法人より

所長 前川 研吾 (公認会計士・税理士)

7月に入りまだまだ雨が続き、じめじめとした空気の中ですが、この時期に中小企業にとっては重要となる源泉所得税の納付についてお話を致します。

10人未満で納付が年2回!

なぜこの時期が源泉所得税で重要になるのでしょうか。原則として、源泉所得税は給与を支給した月の翌月10日が納付期限となっております。しかし、「源泉所得税の納期の特例」(通称：納特)というものがあり、条件を満たす場合には1月20日と7月10日が納付期限となっている為、この時期は源泉所得税の重要な時期となるのです。

その特例を適用する為の条件は「給与の支給人員が常時10人未満である事」です。従業員が少なければ、通常は源泉所得税もそれほど多くはなりません。毎月納付の手続きを行う手間を省く為にも有用な制度と言えます。

個人はみんな源泉徴収するの?

給与から源泉徴収することはどこの会社を

見ても同じ事かと思いますが、例えば税理士や弁護士等に報酬を支払っているとその報酬額からは源泉徴収をしなくてはならない可能性があります。支払を受ける側が法人であった場合、源泉徴収は必要ありませんが、特に個人であった場合には気を付けなければなりません。

実際によく見かける源泉徴収の対象となる報酬をいくつかあげますと、「原稿料の報酬」、広告のデザイン、グラフィックデザイン、ディスプレイ等「デザインの報酬」、「翻訳の報酬」、「税理士や弁護士等に対する報酬」、「技術士又は技術士補の業務に関する報酬」、「プロスポーツ選手に対する報酬」等々…様々なものがございまして、個人の方へ支払う報酬については細心の注意が必要です。

納付書が微妙に違う!

源泉所得税の納付書ですが、通常は「給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書(一般分/納期特例分)」に支給対象日・支給人員・支給額・税額の記載をします。

ただし、先程の報酬に関する源泉所得税の納付書については「報酬・料金等の所得税徴収高計算書」を利用します。税理士等に支払う報酬は給与所得等の納付書へ記載することができますが、個人の方へ支払う源泉徴収の対象となる報酬については、別の納付書を使って納付をする点に気を付けましょう。他にも、非居住者に対する源泉徴収があり、専用の納付書があります。国内に住所を所有しない方への報酬が主に対象となりますが、こちらはレアなケースですので、色々な納付書があることを知っていただければと思います。

最後に

源泉所得税の納付を怠ってしまうと、不納付加算税や延滞税が発生し、気付いたら多額の税金を支払わなければならないということがありえます。そのような事が起こってしまう前に、源泉が必要かどうかの検討が必要です。弊社では、源泉所得税や、各種税金に関するご相談も承っておりますので、気軽にご連絡くださいませ。



社会保険労務士法人より

所長 今井 慎 (社会保険労務士・キャリアコンサルタント)

東京労働局が公表した労基法・最賃法違反による送検事例

業種別では建設業がトップ

東京労働局から「平成26年度司法処理状況」が発表されましたが、これによると1年間(平成26年4月～平成27年3月)の間に、東京労働局と管下の18労働基準監督署・支署が東京地方検察庁へ送検した司法事件は54件(前年度比4件減少)だったそうです。

業種別では、建設業(22件)、製造業(9件)、接客業(5件)が上位を占め、違反事項別では、賃金・退職金不払(17件)、死亡災害等を契機とした危険防止措置義務違反(12件)、労災かくしが(11件)が上位を占めました。

以下では、東京労働局が公表した送検事例のうち、労働基準法・最低賃金法違反に関する事例をご紹介します。

違反事例①

託児所を営むA社は、労働者Bの平成24年1月分賃金(17,250円)および労働者Cの同

年2月分賃金(80,690円)の合計97,940円を所定の各賃金支払期日である同年2月29日、同年4月4日に全額支払わず、もって法で定める最低賃金を支払わなかった。

労働者14名が不払賃金(合計約221万6,000円)の行政指導による救済を求め労働基準監督署に申告に及んでいたが、A社は労働基準監督署の行政指導に従わなかった。

A社の代表者は再三の出頭要求に応じなかったことなどから、逮捕のうえ、送検された。

違反事例②

パン製造販売業を営む会社のパートタイム労働者3名(時給900円～950円、1日の所定労働時間6時間)に対し、平成25年12月1日から同月31日までの間、最長で月139時間に達する時間外労働を行わせ、もって時間外労働協定の延長時間の限度を超える違法な時間外労働を行わせていた。

また、同期間、本来支払うべき時間外労働に対する割増賃金のうち3割程度しか支払って

いなかった(1人当たり最大で約11万円/月の時間外手当不払が発生していた)。

労働局の今後の方針

同労働局では、過重労働による健康障害を発生させた企業等であって違法な長時間労働を繰り返すなど「重大・悪質な労働基準法違反」の事案に対しては、積極的に捜査を行い、送検手続をとる方針とのことです。

実際に送検手続をする場合には、労働基準監督署の職員の業務時間が相当割られますので、送検件数が増えると監督官の業務負担が増えます。公務員である監督官が積極的に送検案件を掘り起こすことはないでしょう。

結果、現実には送検件数が今後増加するとは考えにくいです。





会社のトラブルQ&A

法律についての疑問にお答えします

Q 必要以上の原状回復を求められたら？

当社は、入居していた事務所を退去し、新事務所へと引っ越しましたが、壁やタイルの張替え費用を引いた敷金しか戻りませんでした。当社としては、壁やタイルには通常使用に伴う汚れ以外はなく、張替え不要と考えており、その分の敷金も返して欲しいと思っています。どうすれば良いでしょうか。

A 特約の有無・有効性がポイント

建物賃貸借での原状回復義務の範囲

建物賃貸借における原状回復義務について、判例は、「賃貸借契約は、賃借人による賃借物件の使用とその対価としての賃料の支払を内容とするものであり、賃借物件の損耗の発生は、賃貸借という契約の本質上当然に予定されている」とし、経年劣化等による損耗

(通常損耗)は、原状回復義務の範囲に含まないとしています。

もっとも、原状回復義務の範囲を特約によって変更可能で、通常損耗についても原状回復義務の範囲とする特約例もみられます。

原状回復特約の有効性

オフィスビル賃貸借契約の原状回復特約(「本契約が終了するときは…本契約締結時の原状に回復しなければならない」)の解釈が問題となった裁判例では、①オフィスビル賃貸借で通常損耗も含めた原状回復特約を付す場合が多い、②原状回復費用の額は、賃借人の負担とするのが相当である、③原状回復費用を賃料の額に反映することは、現実的に不可能である、として通常損耗も含めた原状回復義務を肯定しました。

その後最高裁は、特定優良賃貸住宅の賃貸借契約の事案で、一定の要件を充たす場合に限り、通常損耗補修特約の有効性を認めましたが、この判例の射程がオフィスビル賃貸借契約に及ぶかは不明です。下級審判断は分か

れていますが、注目すべきは、「居住用として使用されていた本件建物をそのままの状態賃貸した本件賃貸借契約には、原状回復について…異なる事情があるとはいえない」とし、通常損耗の原状回復義務を否定したものがあります。オフィスビルに関しては、上記の裁判例が挙げる②や③の事情が本件でも妥当するか否かが、判断の分かれ目となります。

本件での通常損耗分の敷金返還の可否

貴社の場合、賃貸借契約書に原状回復特約がなければ、通常損耗について原状に回復する義務はないので、壁やタイルの張替え費用相当額の敷金の返還が認められます。

原状回復特約がある場合、明確に通常損耗補修特約の合意がなされていれば、上記敷金の返還は認められません。他方、通常損耗補修特約の合意が明確とはいえない場合は、上記の②や③の事情がどの程度妥当するかで、特約が通常損耗を含むものとして有効か否かが分かれる可能性があり、特約が有効といえなければ上記敷金の返還が認められます。

i お知らせ

汐留パートナーズ税理士法人の求人募集のお知らせ

現在、汐留パートナーズ税理士法人では以下の人材を募集しております。

- ①税理士試験受験生 (正社員、アルバイト)
- ②日本進出コンサルタント中国デスクスタッフ (契約社員)
- ③登録司法書士 (アルバイト)
- ④商業登記業務補助スタッフ (契約社員)

詳しい内容につきましてはリクルートサイト (<http://www.recruit.shiodome.co.jp>) にも記載しておりますので、ご覧いただければと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

新メンバーのご紹介

この場をお借りして、6月に入社した新メンバーの紹介をさせていただきます。

会計グループ 鈴木 杏理

6月より、汐留パートナーズ税理士法人の管理部に配属されました、鈴木杏理と申します。個人の成長はもちろんのこと、会社の成長にも早く貢献できるようになりたいと考えております。日々精進して参りますので、どうぞ宜しくお願いいたします。

7月の税務と労務の手続提出期限 [提出先・納付先]

10日

- 健保・厚年の月額算定基礎届の提出期限<7月1日現在> [年金事務所または健保組合]
- 源泉徴収税額・住民税特別徴収税額の納付 [郵便局または銀行]
- 特例による源泉徴収税額の納付<1月～6月分> [郵便局または銀行]
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出
<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]
- 労働保険一括有期事業開始届の提出
<前月以降に一括有期事業を開始している場合> [労働基準監督署]
- 労働保険の今年度の概算保険料の申告と昨年度分の確定保険料の申告書の提出期限<年度更新> [労働基準監督署]
- 労働保険料の納付<延納第1期分> [郵便局または銀行]

15日

- 所得税予定納税額の減額承認申請<6月30日の現況>の提出 [税務署]
- 障害者・高齢者雇用状況報告書の提出 [公共職業安定所]

31日

- 所得税予定納税額の納付<第1期分> [郵便局または銀行]
- 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、4月～6月分> [労働基準監督署]
- 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
- 日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 [年金事務所]
- 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
- 外国人雇用状況報告 (雇用保険の被保険者でない場合) <雇入れ・離職の翌月末日> [公共職業安定所]

発行所

汐留パートナーズグループ

〒105-0004 東京都港区新橋 1-7-10 汐留スペリアビル 5階

TEL: 03-6228-5505 URL: <http://www.shiodome.co.jp>

誌面デザイン 赤星 ポテ子

URL: <http://akahoshi-poteco.com>